
会 員 規 約

この会員規約（以下「本規約」）は、
一般社団法人エステサロンオーナーズ協会（以下「当協会」）と、
一般社団法人エステサロンオーナーズ協会会員（以下「会員」）との関係に適用し、
また会員の心得、規範を明確にしています。

一般社団法人エステサロンオーナーズ協会事務局（以下「当協会事務局」）では、
入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

目次

目次	2
第1章 総 則	4
第1条(会員規約の適用)	4
第2条(利用登録)	4
第3条(用語の定義)	4
第4条(IDおよびパスワードの管理)	5
第2章 入会申込等	5
第5条(入会申込)	5
第6条(会員種別)	6
第7条(認定料)	6
第8条(支払い方法)	6
第9条(所有権および危険負担)	7
第10条(入会申込の拒絶等)	7
第11条(コンテンツおよびサービスの利用)	7
第12条(商品等の返品・交換)	7
第13条(商品等に関する免責)	7
第14条(継続利用を要する各種サービス・定期購入)	7
第15条(フリートライアル)	8
第16条(講座の中止・中断および変更)	8
第17条(入会金・年会費の免除)	8
第18条(会員資格有効期限)	8
第19条(キャンセルについて)	8
第3章 入会申込記載事項の変更等	9
第20条(会員の氏名および名称等の変更)	9
第4章 会員資格の喪失	9
第21条(会員資格の喪失)	9
第22条(休会)	9
第23条(退会)	9
第24条(会員資格の停止・解約および解除)	10
第25条(抛出金品の不返還)	10
第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置	10
第26条(措置)	10
第6章 会員証の発行等	10
第27条(会員証の発行)	10
第7章 認定証およびライセンスの発行等	11
第28条(認定証、ライセンスの発行)	11
第8章 商号および商標等の利用	11
第29条(商号および商標等の利用)	11
第9章 知的財産	11
第30条(知的財産の帰属)	11
第31条(知的財産の保護)	11

第10章 情報管理.....	11
第32条(個人情報保護).....	12
第33条(会員による投稿).....	12
第34条(会員であることの表示等).....	13
第35条(サービスの内容の変更、追加、停止).....	13
第36条(当協会からの通知).....	13
第11章 禁止事項および禁止行為.....	13
第37条(禁止事項および禁止行為).....	13
第38条(誹謗中傷).....	14
第39条(反社会的勢力の排除).....	14
第40条(秘密保持).....	14
第12章 会員のサービス利用および事故.....	15
第41条(サービス利用および事故).....	15
第42条(免責事項).....	15
第13章 役務遂行.....	16
第43条(役務放棄、怠慢).....	16
第14章 損害賠償等.....	16
第44条(損害賠償).....	16
第15章 その他.....	16
第45条(第三者との紛争).....	16
第46条(権利義務の譲渡禁止).....	17
第47条(本規約の変更).....	17
第48条(協議解決).....	17
第49条(準拠法).....	17
第50条(裁判管轄).....	17
第51条(分離可能性条項).....	17
第16章 存続条項.....	17
第52条(存続条項).....	17
付 則.....	18

第1章 総 則

第1条(会員規約の適用)

1. 当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する 諸規定も、本規約の一部を構成します。
2. 本規約は、当協会が本サービスを提供する上で、会員が本サービスの提供を受けるにあたっての諸条件を定めたものです。
3. 当協会は、本サービスの提供に関し、本規約のほか、本サービスの利用に関する個別規約その他のガイドライン等を定めることがあります。この場合、当該個別規約その他のガイドライン等は、本規約の一部として会員による本サービスの利用に優先して適用されるものとします。
4. 会員が、未成年の場合、会員は、本サービスの利用について、親権者等法定代理人の同意を得なければなりません。当協会は、未成年者の会員による本サービスの利用については、親権者等法定代理人の同意を得て行為されたものとみなします。
5. 当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他、当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第2条(利用登録)

会員は、当協会が定める方法により必要事項を登録いただくことで、会員登録を行うことができます。会員は、登録事項について、当協会に対して正確かつ最新の情報を届け出なければなりません。

1. 登録内容に変更が生じた場合、会員は、速やかに変更内容を当協会に届け出るものとします。
2. 登録内容が不正確もしくは、虚偽であり、または、変更内容について届出がされていないために、会員が損害または不利益を被ったとしても、当協会は責任を負わないものとします。

第3条(用語の定義)

当協会および本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

1. 会員とは、当協会会員の総称です。
2. 運営会員とは、当協会の目的に賛同して入会し、かつ運営に参加する団体または個人の会員のことをいいます。正会員、名誉会員、特別会員、賛助会員がこれにあたります。
3. 利用会員とは、当協会の目的、事業に賛同して入会し、当協会の活動に参加する団体または個人の会員のことをいいます。一般会員、準会員、福祉会員がこれにあたります。
4. 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含む)を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協会事務局への通知、連絡も書面と認められます。
5. 協会が主体となつて行うものを「協会講座」、協会公認の認定資格を受講するものを「認定講座」、会員が当協会とは関与を持たず独自に行うものを「外部講座」とします。
6. スクールとは、協会講座および認定講座の開催場所・開催校を指します。
7. 認定講師とは、本協会認定講座に合格し、認定資格を保有する講師を指します。
8. 本サービスとは、本協会が主体となつて会員に向けて行う事業全般を指します。

第4条(IDおよびパスワードの管理)

1. 会員が利用登録を行った場合、当協会はIDおよびパスワードを発行します。会員は、IDおよびパスワードを厳重に管理し、保管するものとし、これを第三者に貸与、譲渡、売買、その他の方法をもって利用させてはならないものとします。IDまたはパスワードの管理が不十分なことにより、会員が損害または不利益を被ったとしても、当協会は責任を負わないものとします。
2. IDまたはパスワードを紛失、または、これらが第三者に使用されていることが判明した場合、会員は、直ちにその旨を当協会に通知するものとします。
3. 当協会は、会員に発行したIDおよびパスワードによる本サービスの利用の一切につき、会員による真正な利用か否かにかかわらず、会員本人の行為とみなすものとし、会員は当該行為の結果生じる一切の責任を負担するものとします。

第2章 入会申込等

第5条(入会申込)

1. 当協会への入会の申込みをする方は、当協会が別に定める入会金および年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出することとします。
2. 当協会は所定の審査基準に基づき、入会の可否を決定し、これを通知するものとします。
3. 入会希望者は、本サービスおよび、当協会により提供される商品、デジタルコンテンツまたは役務(以下「商品等」)を購入または利用しようとする場合、当協会が指定する方法に従って、商品等の購入または、利用をするものとします。
4. 前項の購入または利用にあたり、会員が入力した事項および申込み内容を確認の上、申込みを確定するボタンをクリックし、当協会が申込みを受信した時点で、当協会との間で当該商品等の購入または、利用に係る契約が成立するものとします。
5. 本条項の規定に拘わらず、本サービスの利用に関して本規約の違反があった場合、当協会は、売買契約の解除、損害賠償請求その他当協会が適当と考える措置を講じることができるものとします。当該措置によって会員が被った損害または、不利益については、当協会の故意または重過失による場合を除いて、当協会は一切の責任を負いません。

第6条(会員種別)

会員種別	資格
(1) 正会員	当協会の目的、事業に賛同し、当協会の運営に携わる意欲を有する法人または、個人であり、議決権を有する社員である。

(2) 名誉会員	当協会に功労のあった者または、学識経験者で社員総会において推薦された者であり、議決権を有する会員である。
(3) 特別会員	当協会の目的、事業に賛同しエステおよびリラクゼーションサービスの普及、人材育成のため、当協会が行うサービスの提供または、支援を実施することを目的として入会し、社員総会の承認を得た範囲で義務および権限を持った個人、団体または法人および学校法人、準学校法人等の教育施設運営組織である。
(4) 賛助会員	当協会の目的に賛同し、事業またはその活動を支援、援助する個人または団体および法人である。
(5) 一般会員	当協会が規定する費用を支払った上で、当協会が行うサービスの利用を主とする個人または、団体および法人である。
(6) 準会員	法人たる正会員または、一般会員の下で業務を実施している者である。当協会の行事・研修等に正会員または、一般会員と同様に参加することができるものとする。
(7) 福祉会員	当協会が規定する費用について優遇された費用を支払った上で、当協会が行うサービスの利用を主とする個人または団体および法人である。

※会員種別ごとの入会金、年会費は、別紙1を参照してください。

第7条(認定料)

1. 当協会より認定資格を付与される会員については、認定時に当協会所定の認定料を当協会が指定する方法により、所定の期日までに支払うものとします。
2. 認定料については、中途退会、登録抹消その他いかなる場合も返金されないものとします。

第8条(支払い方法)

会員は、第4条の商品等の購入手続きにおいて表示される商品等の代金を支払うものとします。

1. 商品等の代金の支払い方法は、購入手続きにおいて案内される方法または当協会が別途認める支払い方法とします。
2. クレジットカードによる支払いの場合、会員がクレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。
3. クレジットカードの利用に関連して、会員と費用において、当該紛争を解決するものとします。

第9条(所有権および危険負担)

商品の所有権は、当協会または当協会と提携する第三者が商品を配送業者に引き渡した時点で、会員に移転するものとし、当該商品に関する危険は当該時点で会員に移転するものとします。

第10条(入会申込の拒絶等)

当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

1. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合。
2. 入会申込者が本規約に反する恐れのある場合。
3. その他、前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合。

第11条(コンテンツおよびサービスの利用)

申込みの対象がデジタルコンテンツの場合、当該デジタルコンテンツの利用に係る契約の成立後、当該デジタルコンテンツは利用可能となります。ダウンロードされたものの紛失、破壊または損傷は会員の責任となります。デジタルコンテンツに係る著作権等の知的財産権が会員に譲渡されるものではありません。

第12条(商品等の返品・交換)

1. 本サービスに関して、商品等の返品および交換は、以下の場合を除き受け付けておりません。
 - 1) 商品等の欠陥や不良による場合。この場合、商品到着後8日間以内に、当協会の指定する方法により、当協会に通知することで行うものとします。
 - 2) その他、当協会が独自に定める場合。この場合、当協会のウェブサイト等で案内する方法によるものとします。
2. 未成年の会員による購入についても、親権者等法定代理人の同意書の提出のなきものも購入したとみなされますので、商品等の返品および交換は受け付けておりません。

第13条(商品等に関する免責)

1. 本サービスを通じて販売される商品等の品質、機能、性能、他の物品との適合性その他の欠陥に関する当協会の責任は、当協会の故意または重過失による場合を除いて、前条に定めるものに限られるとします。
2. 当協会は、本サービスのウェブサイト上の表示および会員が投稿した商品等に関する写真およびコメント並びにX(前Twitter)、Instagram、その他のSNSサービスに投稿したコメントについて、適法性、有用性、完全性、正確性、最新性、信頼性、特定目的への適合性を含め何らの保証をしません。

第14条(継続利用を要する各種サービス・定期購入)

1. 定期購入(サブスクリプション)のプランは、月次または年次で請求されます。各定期購入期間の前に、継続して請求がなされます。
2. 各定期購入期間の終了時に、会員または当協会が定期購入の解約をしない限り、定期購入は自動的に同一の条件で更新されます。
3. 定期購入の請求が何らかの理由で支払われなかった場合、当協会は、当該会員に対する本サービスの提供を直ちに停止することができます。
4. 当協会は、いつでも自由に、定期購入その他の料金を修正することができます。定期購入の料金の修正は、次の定期購入期間の更新の際に適用されます。
5. 当協会は、定期購入の料金の変更の前に、会員に対して定期購入の継続を判断する機会を与えるために、事前に通知を送付します。
6. 定期購入料金の変更後も本サービスの利用を継続される場合は、定期購入料金の変更に同意したものとみなされます。
7. 法令の定めによる場合を除き、支払い済みの定期購入料金は返還されません。

第15条(フリートライアル)

1. 当協会は、その裁量で当日のみ有効なフリートライアルを提供する場合があります。
2. フリートライアル当日内に、会員が継続利用を希望する場合は、第10条に順じ、当該の定期購入料を請求されます。
3. 当協会は、いつでもフリートライアルの利用条件を変更し、その提供を停止することができます。

第16条(講座の中止・中断および変更)

1. 当協会は運営上やむを得ない場合には、講座を中止・中断できるものとします。
2. 当協会は講座を中止したときには中止後14営業日以内に、当該講座の未実施分についての受講料を返金します。ただし当協会の責任は支払い済みの受講料の内、未実施分の受講料の返金に限られるものとし、その他一切責任を負いません。
3. 当協会は講座を中断または変更したときの講座の再開時期については、事務局が判断した上で、適切な日程を決定することとします。

第17条(入会金・年会費の免除)

当協会は、次の各号に該当する場合、入会金または年会費を免除します。

1. 第6条各号の会員が別の各号の会員になる場合は入会金を免除します。
2. その他、当協会が適当と判断した場合。

第18条(会員資格有効期限)

1. 会員資格有効期限は、入会した月から12ヶ月後の月末日までとします。
2. 会員資格有効期限の起算日は、当協会が入会を承認し、年会費が支払われた日とします。
3. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期限前月末日までに次年度の年会費を当協会所定の方法にて入金、または各種決済サービスを利用して自動決済を行うものとし、入金が確認され次第、有効期限が満了日より1年間延長されるものとします。
4. 有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から3ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、満了日より1年間の継続ができます。また、その場合においては、入会金は免除されます。有効期限満了日から3ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとします。

第19条(キャンセルについて)

1. 講座の受講当日にキャンセルされた場合、受講料の100%をキャンセル料としてご請求いたします。
2. 受講日の振替後のキャンセルは、受講当日までの日数にかかわらず100%のキャンセル料をお支払いいただきます。
3. お支払い後の受講料または会費およびその他費用を含め、理由の一切を問わず、返金することはできません。
4. お支払い前のキャンセルの場合は、一週間以内に指定口座にお振り込みいただきます。
5. 未払い、支払い遅延、滞納等、お支払い期限までに入金が確認できなかった場合は、今後の入会または受講等当協会サービスのご利用をお断りする場合があります。
6. また、悪質と判断または、その恐れがある場合は、当協会関係者および当協会会員のサロンオーナー、並びに個人信用情報機関への情報提供を行う場合があります。

第3章 入会申込記載事項の変更等

第20条(会員の氏名および名称等の変更)

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当協会から会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

第21条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 成年被後見人または、被保佐人になったとき。
3. 死亡し、もしくは、失踪宣告を受け、または解散したとき。
4. 1年以上年会費を滞納したとき。
5. 総正会員の同意があったとき。

第22条(休会)

1. 休会しようとする場合は、休会届を2ヶ月前までに当協会事務局に届け出て休会することができます。
2. 休会は最長で1年間とし、休会期間中に退会の申告がない場合は、休会期間満了後、自動的に復会、更新されるものとします。

第23条(退会)

退会しようとする場合は、退会届を2ヶ月前までに当協会事務局に届け出て退会することができます。

第24条(会員資格の停止・解約および解除)

当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知および勧告することなく、当該会員の資格を停止または解約および解除することがあります。

1. 本規約に違反した場合。
2. 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行った場合。
3. 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合または、その恐れのある行為をした場合。
4. 当協会および他の会員または、第三者を誹謗中傷する情報を流した場合。
5. 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
6. 第37条(禁止事項および禁止行為)に定める規定に違反した場合。
7. 当協会の運営の秩序を乱し、または、当協会や当協会関係者の名誉、信用を著しく失墜させ、若しくは、業務を妨害する等の迷惑行為を行った場合。

8. 正当な理由なく当協会の助言、指導に従わない場合。
9. 第39条(反社会的勢力の排除)第1項各号に該当した場合。
10. その他、当協会が会員として不適当と判断した場合。

第25条(抛出金品の不返還)

一度払い込まれた会費およびその他の抛出金品は、返還しません。ただし、社員総会において決議した特例による基金抛出については、基金抛出契約において定める日まで返還しません。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第26条(措置)

会員資格有効期限が過ぎ、当協会からの通知のあとも、当協会が当該会員の更新の意思および会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、または、その他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員証の発行等

第27条(会員証の発行)

1. 当協会は、会員に対し、電子会員証1枚を発行します。
2. 会員証の有効期限は、第18条で定める会員資格有効期限までとします。
3. 当協会の活動、事業に参加する場合は、会員証を提示してください。
4. 会員証および会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
5. 会員証を紛失した場合は、速やかに当協会事務局に届け出た上で所定の事務手数料を添えて、再発行の手続きをしてください。
6. 会員証は、当該会員が会員でなくなった場合、当協会に抹消するものとします。

第7章 認定証およびライセンスの発行等

第28条(認定証、ライセンスの発行)

1. 当協会は、認定講座を修了し当協会の認定を受けた会員に対し、認定証1枚を発行します。
2. 認定証およびライセンスの有効期限は、第18条で定める会員資格有効期限までとします。
3. 当協会の認定を受けた者として活動する場合は、活動場所に認定証を掲示してください。
4. 認定証およびライセンスに基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。

5. 認定証を紛失した場合は、速やかに当協会事務局に届け出た上で所定の再発行手数料を添えて、再発行の申請手続きをしてください。またその際、紛失された認定証は自動的に無効となります。
6. 認定証は、当該会員が会員でなくなった場合、当協会側で抹消するものとします。

第8章 商号および商標等の利用

第29条(商号および商標等の利用)

当協会が定めた商号および商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当協会の事前の書面による承認を得る必要があります。

第9章 知的財産

第30条(知的財産の帰属)

当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

第31条(知的財産の保護)

当協会が作成し発行するすべての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは、売却し、または公表してはいけません。

第10章 情報管理

第32条(個人情報の保護)

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは、売却し、または、その内容の一部もしくは、全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第33条(会員による投稿)

1. 本サービス内における会員による書き込み、レビュー、コメント等の情報および会員が掲載、アップロードまたは閲覧可能にした画像、イラストその他のコンテンツ(以下「会員投稿情報」といいます。)は、本サービスの不特定多数の会員からアクセスおよび閲覧されることを十分に理解の上、本サービスをご利用ください。会員投稿情報については、これを行った会員が一切の責任を負うものとします。
2. 会員は以下の情報の投稿を行うことはできません。
 - (1) 真実ではないもの。
 - (2) わいせつな表現またはヌード等のわいせつ画像を含むもの。

- (3) 他人の名誉または信用を傷つけるもの。
- (4) 第三者のプライバシー権、肖像権、著作権その他の権利を侵害するもの。
- (5) コンピューターウィルスを含むもの。
- (6) 当協会の認めるウェブサイト以外のウェブサイトへのリンクやURL。
- (7) その他当協会が不適当と判断するもの。
- 3. 会員は、当協会が会員の投稿情報を無償で使用することを許諾するものとします。許諾にあたり、会員は以下を表明し保証するものとします。
 - 1) 会員投稿情報に関する著作権、著作隣接権、肖像権その他一切の権利について、正当な権利者であり、または、正当な権利者から本サービスに係る会員投稿情報の利用に必要な一切の許諾を受けていること。
 - 2) 会員の投稿情報の投稿および当協会による利用が、第三者の著作権、著作隣接権、肖像権その他一切の権利を侵害しないこと。
- 4. 当協会は、会員に安全に本サービスを利用いただくことを目的として、会員の投稿情報の内容を監視することができるものとします。
- 5. 当協会は、会員投稿情報が本規約に違反する場合または、以下の事由に該当する場合、会員への事前の通知なく会員投稿情報を削除することおよび会員の投稿の制限を行うことができるものとします。
 - 1) 投稿から一定期間以上経過した場合。
 - 2) 本サービスの保守管理上、必要と認められる場合。
 - 3) 会員投稿情報等の容量が当協会の使用機器の所定容量を超過またはその恐れが生じた場合。
- 6. 当協会は、前項による削除および投稿の制限の理由につき、会員に対し返答する義務を負うものではなく、削除および制限につき、会員に発生した損害または不利益につき、責任を負いません。また、当協会は、会員投稿情報の削除義務を負うものではありません。
- 7. 会員は、本条に係る会員投稿情報の監視、削除および投稿の制限について、あらかじめ同意するものとします。

第34条(会員であることの表示等)

- 1. 会員は、当協会の認める範囲内で、「当協会の会員であること」「当協会より認定を付与された資格者であること」を自身のウェブサイトやSNSなどで宣伝、広告、表示することができます。
- 2. 前項の宣伝、広告、表示の方法について疑義がある場合は、当協会に申し出、その決定を待つものとします。その場合、当協会より承認を得るまで、宣伝、広告、表示を一旦停止いただきます。
- 3. 会員が退会その他理由の如何を問わず会員資格を有しなくなった場合は、直ちに表示等を削除するものとします。

第35条(サービスの内容の変更、追加、停止)

当協会は、会員に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部または一部を変更、追加または停止する場合があります、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第36条(当協会からの通知)

- 1. 当協会から会員に対して通知を行う場合、会員が登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法、本サービスに係るウェブサイト上への掲示その他当協会が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 当協会が通知を行う場合において、前項の電子メールアドレス宛に送した場合、当該電子メールアドレスのメールサーバーに記録された時点で、当協会の通知は会員に到達したものとみなします。
3. 会員は、第1項の電子メールアドレスに変更がある場合、速やかに当協会に通知するものとします。本項の変更の通知を受けるまでに当協会が変更前の電子メールアドレス宛に発送した通知は、その発送の時点で会員に到達したものとみなします。
4. 会員が前項に定める通知を怠ったことにより、会員に損害または不利益が生じたとしても、当協会は何らの責任を負いません。

第11章 禁止事項および禁止行為

第37条(禁止事項および禁止行為)

当協会は、会員に対して以下の事項および行為を禁止します。会員が第11章各条項に定める行為を行ったと当協会が判断した場合、当協会は、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用停止、その他当協会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができます。本項の措置により会員に生じる損害または不利益について、当協会は、一切の責任を負わないものとします。

1. 無断で当協会の名称および会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行うこと。
2. 方法を問わずいかなる手段においても、協会内で知り得た情報を持ち出したり、漏洩につながる行為。
3. 当協会会員に対し、宗教活動、政治活動、ネットワークビジネス等のマルチ商法、靈感商法、投資や金融商法、保険、その他の団体、サービス等の勧誘を行うこと。
4. 本サービスの運営を妨げ、または、その恐れのある行為。
5. 他の会員による本サービスの利用を妨害する行為。
6. 本サービスにかかる著作権その他の権利を侵害する行為。
7. 当協会、他の会員または第三者の権利または利益を侵害する行為。
8. 公序良俗その他法令に違反する行為およびこれに違反する恐れのある行為。
9. 本規約に違反する行為。
10. その他、当協会の主旨または本サービスの趣旨に鑑みて当協会が不適切と判断する行為。

第38条(誹謗中傷)

当協会は、会員に対して以下の行為を禁止します。

1. 他人を傷つけたり、不快に思ったりする可能性がある行為。
2. わいせつな表現を含む投稿等の公序良俗に反する行為。
3. 当協会、会員および利用者、その他の第三者の権利・利益(名誉権、プライバシー権および著作権を含みますが、これらに限られません。)を侵害する行為。

第39条(反社会的勢力の排除)

会員は、当協会に対し、次の事項を確約します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者または、その構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)では、ないこと。
2. 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと。

3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
4. 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - 1) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 3) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

第40条(秘密保持)

1. 会員は、本サービスの利用にあたり、当協会より開示を受け、または知り得た一切の情報について、第三者に開示または漏えいしてはならず、本サービスの利用以外の目的に使用してはなりません。ただし、会員が当協会の講座を受講し習得した技術を用いて、当該会員が自己の運営するサロンにおいて行う施術サービスにおいてはこの限りではありません。
2. 前項記載の対象除外条件において、当該会員が当協会の講座を受講し習得した技術および知識を当該会員が運営するサロン従事者以外の第三者に対して教示および指導する場合は、当協会規定の定めに従い行うこととし、本条項に違反してはならないこととします。
3. 退会または役員を辞するとき、協会から開示または提供された一切の情報、資料、書類を速やかに協会に返還することとします。

第12章 会員の本サービス利用および事故

第41条(本サービス利用および事故)

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本サービスを利用するものとします。
2. 当協会は、会員が本サービス利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当協会の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の当協会内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本サービス内での活動において、技量を超えた行為および危険行為は行ってはならないものとします。また、当協会の事前の書面による承諾なしに、協会名目で事業依頼者(各種イベント主催者等)を行ってはなりません。
4. 会員は、当協会の活動以外で協会会員として個人的に各種イベント主催等をする場合、協会に対し事前承認をとるものとします。(会員の活動実態を当協会が把握することと各関係機関との情報共有を目的とします。)
5. 当協会は、会員による本サービスの利用に関連して、会員に対して責任を負う場合には、保険適用額を超える賠償をする責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第42条(免責事項)

1. 天災地変、戦争、テロ行為、暴動、労働争議、伝染病、法令の制定改廃、政府機関の介入その他不可抗力により、本サービスの全部または、一部の停止、中断、遅延が発生した場合、当協会は、会員に生じた損害または不利益について一切責任を負いません。
2. 会員に起因する紛争に関して、当協会は一切責任を負いません。
3. 会員は、通信回線やコンピュータの障害、システムメンテナンスその他の事由による本サービスの全部または一部の停止、中断、遅延が起こり得ることを理解しているも

のとし、当協会は、これらにより会員に生じた損害または不利益について一切責任を負いません。また、会員の利用環境によって生じた損害または不利益について、当協会は、一切責任を負いません。

4. 当協会は、以下の掲げる事項について、明示的にも黙示的にも保証しません。
 - 1) 本サービスの内容および本サービスを通じて提供される情報の、有用性、完全性、正確性、最新性、頼性、特定目的への適合性。
 - 2) 本サービスで提供される情報が第三者の権利を侵害しないものであること。
 - 3) 本サービスが将来にわたって存続し続けること。
5. 当協会は、理由の如何を問わず、データ等の全部または一部が滅失、毀損、または改ざんされた場合に、これを復元する義務を負わないものとし、滅失、毀損、または改ざんによりお客さままたは第三者に生じた損害等について一切の責任を負わないものとします。
6. 当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第39条に定める場合および当協会の故意または、重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
7. 会員が当協会とは、関与を持たず独自に行う「外部講座」においては、各講座の主催者が定めた規約に準ずるものとし、協会はいかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
8. 本条の他の条項にかかわらず、本サービスに関する当協会と会員との間の契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合であって、かつ、当協会の故意または、重過失に起因するときは、免責規定は適用されません。

第13章 役務遂行

第43条(役務放棄、怠慢)

1. 役務について責任のある正会員、特別会員については、役務を誠実に遂行するものとします。
2. 役務の放棄、怠慢とみなされた場合は、その会員に対し、その都度罰金3万円を請求出来ることとし、請求があった場合、当該会員はその支払いに応じなければならないこととします。
3. 罰則の決定は、協会定例会議の議決により決定します。
4. 協会の運営を妨げる行為または第38条および第39条に該当する場合は、代表理事および議決権保有者1名の一存で罰則および罰金額を決定することができ即時、遂行できることとします。
5. 代表理事が役務の放棄、怠慢、協会の運営を妨げる行為または第38条および第39条に該当する場合は、議決権保有者の3分の2以上の決議によって、罰則および罰金額の決定をし、即時遂行できることとします。

第14章 損害賠償等

第44条(損害賠償)

会員が、本規約および本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

第15章 その他

第45条(第三者との紛争)

1. 本サービスに関連して会員と第三者間で発生した紛争については、会員は自らの費用と責任で解決するものとし、当協会は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項に関し、当協会が損害(弁護士費用を含む裁判に要する一切の費用を含みません。)を被った場合、会員は当該損害を賠償するものとします。

第46条(権利義務の譲渡禁止)

会員は、本規約に基づく契約上の地位およびこれにより生じる権利義務の全部または一部について、当協会の書面による事前の承諾なく、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定、その他の処分をすることができません。

第47条(本規約の変更)

当協会は、本規約を変更する必要が生じた場合には、民法第548条の4(定型約款の変更)に基づき、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、当協会は、その効力発生日を定め、効力発生日までに、電子メールの送信その他の方法により以下の事項を周知するものとします。

- 1) 本規約を変更する旨
- 2) 変更後の本規約の内容
- 3) 効力発生日

第48条(協議解決)

本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して第三者を介入せず当事者間で誠意をもって協議の上、決定するものとします。

第49条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第50条(裁判管轄)

当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第51条(分離可能性条項)

本契約のいずれかの条項が違法、無効または執行不可能と司法当局に判断されても、本契約のその他の条項または規定の適法性、有効性または執行可能性には何ら影響を及ぼさないものとします。

第16章 存続条項

第52条(存続条項)

原則として、退会した場合、または会員資格が停止もしくは解除され、会員がその資格を有しなくなった後においても、本規約の規定、特に下記の条項は有効に存続するものとします。

第30条(知的財産の帰属)、
第31条(知的財産の保護)、
第34条(会員であることの表示等)、
第37条(禁止事項及び禁止行為)、
第38条(誹謗中傷)、
第39条(反社会的勢力の排除)、
第40条(秘密保持)、
第42条(免責事項)、
第44条(損害賠償)、
第48条(協議解決)、
第50条(裁判管轄)および
本条(存続条項)

ただし、既存会員に対してのみ適用される条項は除くこととします。

付 則

この規約は、令和6年7月29日より施行します。